

◎佐賀県条例第16号

佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（合議体を構成する委員の定数） <b>第4条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第48条第3項</u>の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p>	<p>（合議体を構成する委員の定数） <b>第4条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第58条第3項</u>の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。